

- 木材等をバイオマス発電に用いる場合、由来の証明等に応じ、再生可能エネルギー固定買取価格制度の調達価格が定まる。
- 未利用木材の調達価格は、山間部における収集・運搬等に必要なコストを考慮して設定されているため、今後、この制度を活用した、木質バイオマス発電の推進が期待される。

調達区分	未利用木材	一般木材	廃棄物系バイオマス	リサイクル木材
該当する主な木質バイオマス	○間伐材※ ¹ ○対象森林※ ² から伐採、生産される木材	○製材等残材 ○その他由来の証明が可能な木材	○廃棄物系のバイオマス	○建設資材廃棄物 ○その他の木質バイオマス
	ガイドライン※ ³ に準拠した分別管理・証明が行われたもの	ガイドライン※ ³ に準拠した分別管理・証明が行われたもの		ガイドライン※ ³ に準拠していないもの
IRR※ ⁴ （税前）	8%		4%	
調達価格（税抜）	32円/kWh	24円/kWh	17円/kWh	13円/kWh

※1: 森林の健全な育成のため、うっ閉し立木間の競争が生じ始めた森林において、材積に係る伐採率が35%以下であり、かつ、伐採年度から起算しておおむね5年後において再びうっ閉することが確実であると認められる範囲内で行われる伐採により発生する木材。除伐によるものを含む。

※2: 「対象森林」とは、①森林経営計画の対象森林、②保安林及び保安施設地区、③国有林野施業実施計画・公有林野等官行造林施業計画の対象森林のいずれかに該当する森林

※3: 林野庁: 発電利用に供する木質バイオマスの証明のためのガイドライン（平成24年6月）

※4: internal rate of return 内部利率、内部収益率 適正な利潤の指標として使用。

「経済産業省: 平成24年度調達価格及び調達期間に関する意見（平成24年4月）」及び「林野庁: 発電利用に供する木質バイオマスの証明のためのガイドライン（平成24年6月）」をもとに作成